

第8 診療報酬の請求手続

1 診療報酬の請求

- (1) 指定医療機関が診療報酬を請求するには、各区保健福祉センター等から交付された医療券より必要事項を診療報酬明細書に転記し、社会保険診療報酬支払基金あて毎月定められた日までに提出してください。
- (2) 医療券の「本人支払額」欄は、各区保健福祉センター等で医療券を発行する際に記入しますから、これらの欄に本人支払額の記載がある場合には直接被保護者から徴収してください。

2 医療券による診療報酬明細書の記載方法

- (1) 「診療報酬請求書等の記載要領等について」(平成22年3月26日保医発0326第3号)により、健康保険及び後期高齢者医療を例として記載してください。ただし、「診療開始日」欄は費用負担関係の如何にかかわらず、その傷病について初診年月日を記入してください。
- (2) 診療報酬明細書の記載等に係る留意事項
 - ア 社会保険と生活保護法の併用の場合
診療報酬明細欄には、診療内容のすべてと全点数を記載し、請求欄の合計点数には社会保険に係る診療点数を、公費分点数には生活保護法の対象となる点数を記載してください。
ただし、公費分点数が社会保険分と同じ場合は、公費分点数の記載を省略することができます。
 - イ 医療券から診療報酬明細書への転記に際し、公費負担医療の受給者番号等の必要事項を正確に記載してください。
 - ウ 医療券の「本人支払額」欄は、各区保健福祉センター等が記入します。その際は、記載された金額を被保護者から徴収してください。
 - エ 医療券については医療機関で保管してください。

※ 自立支援医療（精神通院医療・更生医療・育成医療）の取扱いについて

被保護者で自立支援医療の対象者が、同一病院（薬局）で自立支援医療対象外疾病の給付を受けた場合、診療報酬請求は医療扶助との併用となりますが、医療券は単独券が各区保健福祉センター等より発行されます。（自立支援医療＋社会保険＋医療扶助の場合は、併用券）

なお、自立支援医療（精神通院医療）申請時の診断書料は3,000円以内です。

※ 難病法による医療費助成制度の取扱いについて

被保護者で難病医療費助成の対象者が、難病医療費助成の適用医療機関で、他の傷病の診療を行う場合等、難病医療費助成が適用されない診療部分がある場合、診療報酬請求は医療扶助との併用となりますが、医療券は単独券が各区保健福祉センター等より発行されます。（難病医療費助成＋社会保険＋医療扶助の場合は、併用券）なお、難病医療費助成申請時の診断書（臨床調査個人票）の作成及び手続き協力のための費用は、5,000円以内です。また、診断書（臨床調査個人票）添付書類における、複写フィルムや電磁的記録媒体（CD-R等）にかかる費用は、1,000円以内です。

3 診療報酬請求権の消滅時効

診療報酬請求権の消滅時効については民法第166条第1項の規定により、診療日の属する月の翌月1日から起算して5年（ただし、令和2年3月31日以前は3年）です。